

匠総合法律事務所主催セミナー

民法改正案が 建設業界・設計業界に与える影響

平成29年5月26日、第193回国会において、民法改正法案が成立しました。6月2日の公布から3年以内に施行されます。

120年ぶりの大改正（債権法）、「瑕疵」という言葉が「契約不適合」に変わる、各契約書式の見直しが必要になるといったポイントを踏まえ、今回JBNでは匠総合法律事務所・秋野卓生氏を講師にお招きし、「民法改正法案が建設業界・設計業界に与える影響」と題したセミナーを全国4か所で開催します。

ご多用中とは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

開催地・日時

- ①大 阪：10月17日（火） エル・おおさか 701号室
大阪府大阪府中央区北浜東3-14
- ②名古屋：10月18日（水） ウィンクあいち 1301号室
愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38
- ③福 岡：10月31日（火） リファレンス駅東ビル 会議室C
福岡県福岡市博多区駅東1-16-14
リファレンス駅東ビル
- ④東 京：11月 1日（水） エッサム神田ホール 1号館401号室
東京都千代田区神田鍛冶町3-2-2

14:00～17:00（受付13:30～） ※全会場共通

受講料

1,000円

受講資格

JBN会員であること

講師

匠総合法律事務所 代表弁護士 秋野 卓生 先生

定員

各会場 50名

申込方法

申込書をFAX(03-5540-6679)にてお送りください。

※申込締切は、各会場の開催日7日前になります。

定員になった場合は、締切になりますのでお早めにお申し込み下さい。

セミナー内容

■ 民法改正法案のポイント

- ・第193回国会にて、平成29年5月26日、民法改正案が成立。
6月2日に公布。公布から3年以内に施工される。
- ・120年ぶりの大改正(債権法)
- ・「瑕疵」という言葉が「契約不適合」に変わる
- ・各契約書式の見直しが必要に

『民法改正案が建設業界・設計業界に与える影響』セミナー申込書

| | | |
|----------------|--|--|
| JBN会員番号 | | |
| 貴社名 | | |
| ご連絡先 | TEL | FAX |
| 参加者 | ① | ② |
| | ③ | ④ |
| 受講会場 | <input type="checkbox"/> 10/17 大阪 <input type="checkbox"/> 10/31 福岡 | <input type="checkbox"/> 10/18 名古屋 <input type="checkbox"/> 11/1 東京 |

※受講会場に☑ください。

FAX送付先 03-5540-6679